

平成24年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
(第4四半期：平成25年1月～3月契約分)

1	監査対象機関	北海道森林管理局及び各森林管理署等
2	監査方法	書類監査
3	監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・法令の適用、解釈が適切か、 ・少額随意契約を厳正に実施しているか ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・その他問題点はないか
4	監査結果の概要	<p>(1) 総括的評価 主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品、役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。</p> <p>(2) 具体的内容 随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、宿舍・庁舎等修繕、車両整備・修理、ガソリン等油脂類等であった。 また、競争不許の随意契約として、車検整備に係る追加整備、直販の書籍・新聞購読料、複写機等賃貸借料及び保守料、保健衛生委託業務、土地借り上げ料等であった。</p>
事項別評価		指導状況
<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（1月～3月）における契約については、概ね適切であった。 ・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約となっている。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・その他問題点はないか 特になし 		